

「ご契約のしおり・約款」変更のお知らせ

(2022年4月版)



「ご契約のしおり・約款」の記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。

まことに恐縮ですが、以下の対象の「ご契約のしおり・約款」と合わせてご一読くださいますようお願いいたします。

【対象の「ご契約のしおり・約款」】

- 1 保険組曲Best (更新・変更) (2021年6月版)
- 2 出産保険 (2021年9月版) ※インターネット販売のみ
- 3 My介護Best (一時払) (2021年4月版)
- 4 終身認知症年金保険 (2021年4月版)

◆「約款」「特約」の変更のない条項等については、「(省略)」「(途中省略)」と記載しています。

【1】「ご契約のしおり」の変更

1. Web保険証券特約 (1・2のみ)

ご契約に「Web保険証券特約（保険証券不発行型）」を付加した場合、マイページ（当社ホームページのお客さま専用ページ）で、保障内容等の契約内容が確認できます。この場合、保険証券は発行しません。

2. 新型コロナウイルス感染症の定義変更 (1のみ)

「給付金・保険金などのお支払い」の「主契約の保障内容」に記載の新型コロナウイルス感染症の注記について、つぎのとおり変更します。

新	旧
(注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症のことをいいます。	(注) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）に定める新型コロナウイルス感染症のことをいいます。

3. クーリング・オフの申し出方法の追加

「お申込みに際して」の「クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除）」に記載のクーリング・オフの申し出方法につき、「書面」（郵便）による申し出のほか、「太陽生命ホームページ内の所定の申し出フォーム」による申し出を追加します。

●太陽生命ホームページからの申し出方法

クーリング・オフ専用申し出フォームに入力のうえ、送信してください。

●クーリング・オフの効力等

クーリング・オフは、クーリング・オフ専用申し出フォームの送信時に効力を生じます。

※申込み撤回の送信時に保険金・給付金等の支払事由が生じている場合には、申込みの撤回等の効力は生じません。

ただし、送信時に、申込者等が保険金・給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

4. 保険契約等に関する情報の共同利用について

「「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について」の3つ目の●の文章をつぎのとおり変更します。(1のみ)

●当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続にしたがい、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続にしたがい、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合

オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

(以下省略)

「「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について」の最後に、つぎの文章を追記します。(1のみ)

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.taiyo-seimei.co.jp/download/contract-out/keiyaku.pdf>）をご確認ください。

「「支払査定時照会制度」について」の3つ目の●の文章をつぎのとおり変更します。

●当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続にしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。

また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続にしたがい、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合

オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

(以下省略)

「「支払査定時照会制度」について」の最後に、つぎの文章を追記します。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.taiyo-seimei.co.jp/download/contract-out/shiharai.pdf>）をご確認ください。

5. 生命保険契約者保護機構について

「生命保険契約者保護機構について」の「仕組みの概略図」中の「財政措置」の説明内容を、つぎのとおり変更します。

新	旧
(注1) 上記の「財政措置」は、令和9年(2027年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。	(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

【2】「全国支社一覧」へのコザ支社の追加

コザ営業所がコザ支社へ変更するに伴い、つぎのとおり支社所在地と電話番号を追加します。

支社	郵便番号	所在地	電話番号(代)
コザ	904-0031	沖縄県沖縄市上地1-1-1 コザ・ミュージックタウン	098-931-9134

※コザ支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

【3】「Web保険証券特約(保険証券不発行型)」の追加 (1・2のみ)

Web保険証券特約(保険証券不発行型)を追加します。

Web保険証券特約(保険証券不発行型)

2022年3月1日実施

(この特約の趣旨)

この特約は、書面による保険証券の交付にかえて、電磁的方法により保険契約の内容を提供する場合の取扱について定めたものです。

(用語の定義)

第1条 この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
主契約	この特約を付加することができる主たる保険契約のことをいいます。
主約款	主契約の普通保険約款(主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款を含みます。)のことをいいます。
主特約条項	主契約に付加されるこの特約以外の特約の特約条項のことをいいます。
給付金(額)等	主約款または主特約条項に定める支払事由に該当するものをいい、保険金(額)、一時金(額)および年金(額)等を含み、名称の如何を問いません。
支払事由	給付金等を支払う場合のことをいいます。
電磁的方法	インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法のことをいいます。

(特約の締結)

第2条 この特約は、保険契約者の申出により、会社の承諾を得て、保険契約締結の際、主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 第1項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、会社は、保険契約者に保険契約の申込を承諾したことを電磁的方法またはその他の方法により通知します。

(保険証券の不発行)

第3条 この特約が付加された場合、主約款および主特約条項の規定にかかわらず、会社は保険証券を発行しません。

(保険契約内容の電磁的方法による提供)

第4条 会社がこの特約の付加を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じて、つぎの各号に定める事項を電磁的方法により提供します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 給付金等の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 支払事由または給付金等の名称(支払事由のある特約を付加する場合、特約の支払事由または給付金等の名称を含みます。)
- (6) 保険期間
- (7) 給付金額等およびその支払方法
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 特別条件を取り扱う場合には、その取扱内容

(保険契約者の変更による特約の消滅)

第5条 保険契約者が変更された場合には、この特約は消滅します。

(特約の解約)

第6条 この特約のみの解約は取り扱いません。

(主約款および主特約条項の規定の準用)

第7条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

【4】「取扱総則規定約款」の変更

1. 第3条第4項(7)(9)を削除し、以降の号を繰り上げます。

2. 第40条第1項(1)をつぎのとおり変更します。

(インターネットによる保険契約の申込等に関する特則)

第40条 保険契約者または被保険者は、会社の承諾を得て、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」といいます。)により、保険契約の申込および告知(以下「保険契約の申込等」といいます。)をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 被保険者は、保険契約者と同一人とします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合でも、保険契約者が被保険者の親権者であるときは、主約款に定める被保険者の契約年齢が会社の定める範囲内であるときにかぎり、取り扱うものとします。

(以下省略)

【5】「取扱総則規定約款」「別表」「4. 感染症」の変更 (1のみ)

「特別扱保険契約特約」「別表1」の変更 (1のみ)

上記別表の注をつぎのとおり変更します。

(注) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。)である感染症をいいます。)は、対象となる感染症に含めます。

【6】「無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)(002)普通保険約款」の変更 (1のみ)

第21条をつぎのとおり追加します。

6. 団体入院一時金保険等から加入する場合の特則

(団体入院一時金保険等から加入する場合の特則)

第21条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、団体入院一時金保険または家族入院一時金特約(以下本条において「加入前契約」といいます。)からこの保険契約に加入することができます。

② 前項の規定によりこの保険契約に加入された場合の契約日は、総則規定第3条(会社の責任開始期)の規定にかかわらず、加入前契約のその被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間の最終日の翌日になるものとし、会社は、その日からこの保険契約上の責任を負います。

③ 第1項の規定により加入前契約からこの保険契約への加入が行われた場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 加入前契約の責任開始期以後で、かつ、この保険契約の責任開始期前の原因により、この保険契約の入院一時金が支払われるべき事由に該当した場合、その原因は、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、この保険契約について保険契約の復活があった場合を除きます。

(2) 被保険者がこの保険契約の責任開始期の属する日から起算して1年以内に総則別表23に定める造血幹細胞の採取手術を直接の目的とする入院をしたときは、1年を経過した日以後に造血幹細胞の採取手術を直接の目的とする入院をしたものとみなして取り扱います。

(3) 加入前契約または加入前契約のその被保険者に対する部分に詐欺の行為または保険金もしくは給付金を不法に取得する目的または他人に保険金もしくは給付金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約に詐欺の行為または保険金もしくは給付金を不法に取得する目的または他人に保険金もしくは給付金を不法に取得させる目的があったものとし、



【本社】

〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

【お客様サービスセンター】

電話番号 0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時

(祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は休業します)